

参考資料3-2

国民年金保険料の強制徴収の実施状況について（平成17年度着手分）

【平成17年12月末現在】

平成17年度における強制徴収については、市町村から所得情報を得て、十分な所得や資産がありながら度重なる納付督促にも応じない未納者に対して、強制徴収を実施しているところである。

平成17年12月末現在の実施状況については、以下のとおりである。

- 最終催告状の送付件数 125,738件
- 督促状の発行件数 16,326件
- 差押の実施件数 214件

（参考）平成16年度着手分【17年12月末現在】

- 最終催告状の送付件数 31,497件
- 督促状の発行件数 4,295件
- 差押の実施件数 380件

（注1）平成17年度においては最終催告状を約14万件程度送付する予定。

（注2）最終催告状を送付した者のうち、納付約束不履行などにより未納となっている者に対しては、督促状を発行していくこととしており、さらに指定期限までに納付しない滞納者については、財産調査を実施した上で、差押執行等の滞納処分を実施していくこととしている。

国民年金保険料強制徴収の手順及び実施状況（平成17年度着手分）

納付督促

- 電話納付督促
- 戸別訪問による督促
- 文書(催告状)による督促
- 集合徴収案内

度重なる納付督促にも応じない未納者

最終催告状の送付予定件数：約14万件
○送付済：125,738件
○1月以降送付予定：約1万6千件

※ 件数は、平成17年12月末日現在の状況である。

① 最終催告状
125,738件

〔滞納処分の手続きの前に、未納者に自主納付を促す最後の通知。〕

最終催告状の指定期限までに納付がない者

② 督促状
16,326件

〔未納者に未納保険料を督促する法定の通知。〕

督促状の指定期限までに納付がない者

財産調査〔金融機関等に対し、預貯金等の差押え可能な財産の有無を調査。〕

③ 差押予告
832件

〔期限までに納付がない場合、差押えをすることを予告する通知。〕

指定した期限までに納付がない者

④ 財産差押
214件

〔未納者等の財産の差押えを執行する。預貯金等が主な対象。〕

納付・一部納付等
24,326件

国民年金保険料強制徴収の手順及び実施状況（平成16年度着手分）

納付督促

- 電話納付督促
- 戸別訪問による督促
- 文書(催告状)による督促
- 集合徴収案内

度重なる納付督促にも応じない未納者

〔※16年12月末送付件数：29,816件〕

① 最終催告状
31,497件

〔滞納処分の手続きの前に、未納者に自主納付を促す最後の通知。〕

最終催告状の指定期限までに納付がない者

② 督促状
4,295件

〔未納者に未納保険料を督促する法定の通知。〕

督促状の指定期限までに納付がない者

財産調査〔金融機関等に対し、預貯金等の差押え可能な財産の有無を調査。〕

③ 差押予告
890件

〔期限までに納付がない場合、差押えをすることを予告する通知。〕

指定した期限までに納付がない者

④ 財産差押
380件

〔未納者等の財産の差押えを執行する。預貯金等が主な対象。〕

※ 件数は、平成17年12月末現在の状況である。

納付・一部納付等
18,614件